

下呂市告示第 3号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、
農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和5年1月10日

下呂市長 山内 登

1. 農用地利用集積計画の縦覧場所

下呂市萩原町羽根2605番地1

下呂総合庁舎内 農林部農務課 農業委員会事務局